

大分県蜜蜂飼育管理の手引き

平成 2 5 年 8 月

大分県農林水産部畜産技術室

大分県蜜蜂飼育管理の手引き

1 はじめに

蜜蜂は、蜂蜜の生産をはじめとして、果樹や野菜の花粉交配など、本県の農業にとって重要な役割を担っています。

平成25年1月1日に改正養蜂振興法（以下「法」という。）が施行され、これまで養蜂業者にのみ課されていた蜜蜂飼育の届出義務が、原則蜜蜂を飼育する全ての者に課されることになりました。（法第3条第1項）

さらに、法には、「蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼育管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。（法第5条第1項）」と明記されました。

大分県では、養蜂の振興、蜜蜂の飼育や病気への理解促進を図るため、「**蜜蜂飼育管理の手引き**」を作成しました。県内において蜜蜂を飼育する場合には、法及び本手引きの内容を遵守し、適切な対応を取られるようお願いいたします。

（1）養蜂振興法の概要（背景等）

養ほう振興法が制定される以前は、都道府県において条例等により県外からの転飼養蜂を個々に規制したため、一部地域で混乱が発生しました。このため、昭和30年に養ほう振興法が制定され、県外からの転飼の規則、養蜂業者の届出や蜂蜜の表示等に関して必要最小限の全国統一ルールが示されました。

今般、趣味養蜂家の増加など、昭和30年の法律制定時と比べ養蜂業界を取り巻く環境が大きく変化したため、養ほう振興法が改正され、届出の対象が花粉交配用のみでの利用等、一部を除く蜜蜂飼育者に拡大されるとともに、蜜蜂の適正な管理の確保、蜂群配置の適正の確保等についての規定が示されました。

2 蜜蜂飼育届等の書類提出について

蜜蜂飼育に必要な手続き等の概略は以下のとおりです。各飼育区分により必要な手続きを行ってください。

飼育区分		① 蜜蜂飼育届	② 転飼許可申請書
業者	蜜蜂、巣箱を県外から移入	—	○
	県内飼育のみ	○	—
趣味	自家消費分のみ蜂蜜等を採取	○	—
	自然の巣から蜂蜜等を採取	—	—
花粉 受精 目的	蜂蜜等を採取している	○	—
	花粉受精期のみ、農作物の量に応じた適切な蜂群を配置	—	—
	西洋蜜蜂、日本蜜蜂以外	—	—
その他	密閉空間での飼育	—	—

- ※ 業者とは、「蜜蜂・蜂蜜・蜜ろう若しくはローヤルゼリー等を利益を得て譲渡することを目的として蜜蜂の飼育を行う者」とします。「利益を得て」には、直接の金銭収入以外の利益も含まれます。「譲渡」には、貸出等も含まれます。
- ※ 「蜂蜜等」とは、蜂蜜・蜜ろう・ローヤルゼリー等、蜜蜂による生産物です。
- ※ 自然巣洞、重箱式巣箱により蜂蜜等を採取する場合も、届出の対象となります。

養蜂振興法第3条第1項（抜粋）

蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（1）蜜蜂飼育届

提出書類

蜜蜂飼育届（第1号様式）

土地使用承諾書（自己所有地以外の場合で、その場所が初めての届出の際に添付）

提出日 毎年1月31日まで

提出先 飼育者の住所地を管轄する県振興局（13の各種相談窓口参照）

記載事項等

（1）住所、氏名又は名称、電話番号

（2）1月1日現在の蜜蜂飼育状況

1月1日現在に所有する全ての蜂群について、飼育場所と飼育蜂群数を記載してください。

（3）蜜蜂飼育計画

1月1日～12月31日までの1年間に係る全ての蜂群の移動場所について、群の増減計画を含めて記載してください。

（2）蜜蜂飼育届の変更

提出書類

飼育変更届（第1号様式）

飼育届については、特段の理由が無い場合は変更しないようにしてください。

やむを得ない理由で飼育場所や飼育蜂群数の増加等の変更が生じた場合は蜜蜂飼育変更届を速やか（変更してから30日以内）に、飼育者の住所地を管轄する県振興局に提出してください。

(3) 蜜蜂飼育者の留意事項

(蜜蜂を初めて飼育する場合、新たな場所で飼育する場合、増群する場合)

蜜蜂を初めて飼育する場合、新たな場所で飼育する場合、増群する場合には、設置予定場所周辺の住環境や既存の蜜蜂の飼育状況に充分配慮願います。なお、飼育情報が不明な場合等は、飼育場所を管轄する県振興局生産流通部にお問い合わせください。蜂場が近接している場合には、既存の養蜂業者が蜜源植物を植えて保護していたり、蜜源の競合が起こったりすることもありますので注意願います。(当事者間での調整が必要な場合があります。)

自己所有地でない場所に巣箱を設置する場合には、地権者から土地の使用についての承諾を得ることが必要です。また、蜜蜂が人畜に危害を与えることの無いよう、巣箱周辺の状況に十分に配慮願います。

巣箱の設置場所については、①直接・間接的に近隣住民等への危害とならないか②スズメバチ等を誘引し、危害の原因を与えることとならないか等、周囲への十分な配慮が必要となります。

3 転飼許可申請書について

他都道府県から本県に転飼を行う場合は、原則として転飼開始2カ月前までに、蜜蜂転飼許可申請書を転飼場所を管轄する振興局に提出して下さい。

養蜂振興法第4条第1項

養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

提出書類 蜜蜂転飼許可申請書(第2号様式)

土地使用承諾書及び付近見取図(初めて転飼する蜂場のみ)

手数料 1場所1蜂群につき150円

但し16群以上は、1場所につき2,300円

【重要】

許可後、入地の際、ふそ病検査証明書を管轄家畜保健衛生所長に必ず提示し、また本県より転出する場合も同様、家畜保健衛生所長に申し出てふそ病検査を必ず受けて下さい。

4 情報の取り扱い

県は、飼育届や転飼許可申請書の記載内容について、個人情報として十分な注意をもって取り扱うこととしますが、法上必要な場合においては、蜜蜂飼育者や関係機関への情報提供もありますので、了承願います。

5 家畜伝染病（法定伝染病）・届出伝染病について

伝染病の予防等、衛生対策のため、適正な管理の徹底をお願いします。

蜜蜂には家畜伝染病予防法（※1）により定められている伝染病が存在します。

家畜伝染病（法定伝染病）と届出伝染病（※2）に大別され、家畜伝染病（法定伝染病）には、ふそ病の一種が定められており、届出伝染病として、チョーク病、バロア病、ノゼマ病、アカリダニ症が指定されています。

これらの病気の発症が疑われる場合には、蜂場の最寄りの家畜保健衛生所まで報告する必要があります。

※1: 家畜伝染病予防法は、家畜の伝染性疾患（伝染病）の発生の予防、及びまん延の防止について定めた法律です。2条1項では、蜜蜂が罹患するふそ病を含め、具体的に28種の伝染性疾患が定められています。

※2: 届出伝染病については、家畜伝染病予防法4条1項の委任を受けて、家畜伝染病予防法施行規則2条で71種の伝染性疾患が定められています。

6 動物用医薬薬等の適正な使用について

動物用医薬品※には、抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫駆除剤、ホルモン剤があり、ホルモン剤以外は、薬事法で使用対象動物、用法・容量、使用禁止期間などが規定されています。さらに、食品衛生法に基づく告示「食品、添加物等の規格基準」（厚生省告示第370号）の中で、食品への抗生物質の含有禁止、食肉・食鳥卵及び魚介類への科学的合成品たる抗菌性物質の含有禁止が規定されているため、その使用には注意が必要です。

※動物用医薬品とは、薬事法の規定に基づき農林水産大臣が定めた動物用医薬品等取締規則第1条に「専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品をいう」と定義されているものを指します。

（1）ポジティブリスト制度（残留農薬等の基準）未承認医薬品の使用禁止の徹底

食品衛生法の一部が改正に伴い、農薬、動物医薬品および飼料添加物について、新しい規制が平成18年5月29日から施行され、蜂蜜も規制の対象となりました。残留農薬基準として、蜂蜜の食品中の基準値は78品目が示されており、国産の蜂蜜に関しては、腐蝕病予防薬「みつばち用アピテン」、ダニ駆除剤「日農アピスタン」、「アピバール」（いずれも基準値は0.05ppm）しか使用出来ないようになっています（平成25年3月現在）。農薬や医薬品等が一定基準以上残留したものは流通出来ないため、この規制を遵守しなければいけません。そのためには、医薬品の使用状況はもちろん飼料の給与、採蜜等の生産記録を残すようにしましょう。また、農薬の飛散には十分注意しましょう。

蜜蜂への未承認医薬品の使用は禁止されています。薬事法の罰則規定もあるので、絶対に使用しないでください。

◎ミロサマイシン製剤の残留事例

ふそ病予防のためミロサマイシン製剤を専用飼料ではなく、自家調整飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着し、洗浄で除去しきれず蜂蜜に残留し、当該ロットと直前に出荷された合計約3トンが回収された事例があります。

(2) 生産履歴記帳

生産、流通の履歴を記帳し、万が一緊急事態が発生した際に、採蜜から消費者への蜂蜜を提供する過程が特定できるようにしておく必要があります。

代用・代替飼料の給餌、群の移動、動物用医薬品の投与履歴、採蜜等の作業や採蜜量等の記帳をしておきましょう。

なお、採蜜・衛生管理台帳については、社団法人日本養蜂みつばち協会が作成した様式がホームページに載っていますので参考にしてください。

(<http://bee.lin.gr.jp/bee/kanri/index.html>)

7 飼育上の注意について

蜜蜂を円滑に飼育するために、蜜蜂の習性を知り適切な管理を行うことと、社会的なマナーを守り事故やトラブルの防止に努めるようにしてください。

住宅地等で蜜蜂を飼育する場合には、下記のこと十分に注意してください。

- ①飼育を始めるために必要な知識・情報の収集に努める。
- ②隣家や道路の近くに巣箱を置かないようにする。
- ③蜜源の保護や増殖に努める。

このほかにも、地域の状況や飼育方法により、必要な対応を取ることが大切です。蜜蜂の飼育方法については、社団法人日本養蜂みつばち協会のホームページに掲載している各種マニュアル等により知識・情報を収集したり、不明な点があれば、専門家や研究機関に相談し、事故やトラブルを防止するように努めましょう。

8 蜂蜜の販売等について

蜂蜜については、明確な表示と適切な取扱いが求められています。

販売する場合は、法律等に沿った対応をお願いします。

- ・「不当景品類及び不当表示防止法」
- ・同法律第11条第1項に基づく「はちみつ類の表示に関する公正取引規約」
- ・「食品衛生法」
- ・「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」
- ・「養蜂振興法」

9 養蜂関連情報ホームページについて

■玉川大学ミツバチ科学研究センターHP

<http://www.tamagawa.ac.jp/HSRC/contents/beenote.htm>

(蜜蜂の生態のことや病気の対策について等)

■日本養蜂はちみつ協会HP

- ・アルファルファタコゾウムシ防除対策 (PDF)

(<http://bee.lin.gr.jp/>)

- ・養蜂家向け養蜂マニュアル (PDF)、施設園芸農家向けマニュアル (PDF)

(<http://bee.lin.gr.jp/new/kyougikai22.html>)

- ・養蜂家向け養蜂マニュアルⅡ（PDF）、施設園芸農家向けⅡ（PDF）
（<http://bee.lin.gr.jp/new/kyougikai23.html>）
- ・養蜂家向け養蜂マニュアルⅢ（PDF）
（<http://bee.lin.gr.jp/new/kyougikai24.html>）
- ・女王蜂の作り方（動画）
（<http://bee.lin.gr.jp/new/kyougikai23.html>）

■農林水産省HP

養蜂振興法について、養蜂関係事業に関すること
（<http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/sonota/bee.html>）

■大分県農林水産部畜産技術室HP

各種届出様式等
（<http://www.pref.oita.jp/soshiki/15490/youhou.html>）

10 養蜂振興法

（昭和三十年八月二十七日法律第百八十号）

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四五号

（目的）

第一条 この法律は、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、蜜蜂の群（以下「蜂群」という。）の配置を適正にする等の措置を講じて、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「転飼」とは、蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

（蜜蜂の飼育の届出）

第三条 蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 蜂群数
 - 三 飼育の場所及びその期間
 - 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2 前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、農林

水産省令の定めるところにより、その旨を同項の都道府県知事に届け出なければならない。

- 4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

(転飼養蜂の規制)

第四条 養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可には、転飼の場所、蜂群数その他の事項について条件を付することができる。

(蜜蜂の適切な管理)

第五条 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

- 2 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(蜜源植物の保護増殖)

第六条 蜜源植物を植栽、除去又は伐採しようとする者は、その目的に反しない限りにおいて、蜜源植物の増大を旨としてこれを行わなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、蜜源植物の病虫害の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表示)

第七条 蜂蜜を精製(脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいう。以下同じ。)して販売することを業とする者は、蜂蜜を販売するときは、農林水産省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

- 2 蜂蜜の販売を業とする者は、容器に前項の規定による表示のある蜂蜜でなければこれを販売してはならない。

(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等)

第八条 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県は、前項の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所

に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林水産大臣の報告聴取及び勧告)

第十条 農林水産大臣は、養蜂の振興のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、蜜源の状態、蜂群数その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

- 2 農林水産大臣は、蜂群配置の適正を期するため必要があると認めるときは、転飼養蜂の規制に関し、都道府県知事に勧告をすることができる。

(助成)

第十一条 政府は、養蜂業者に対し、予算の範囲内において、養蜂業の振興のため必要な補助金を交付することができる。

(罰則)

第十二条 第四条第一項又は第七条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 第三条第一項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

1 1 その他～ポリネーション用（花粉交配）蜂の取扱い

（1）ポリネーション用蜂の飼育状況報告

ポリネーションが終わった後に、適切な処理を行わず巣箱を放置する事例が報告されています。このような場合、採蜜で飼育している方との競合が起こったり、防疫上の問題が発生する懸念がありますので、県ではポリネーション用蜂の飼育状況を把握しておく必要があります。

報告については、農業協同組合等の導入を斡旋する者、若しくは農家が自己導入の場合は導入本人にお願いすることとなります。住所地を所管する県振興局より調査様式を送付しますので、御協力願います。

（2）ハウスの規模にあった蜜蜂の数を

ハウス内の花の数に対して蜜蜂が多すぎると、維持・増殖するための餌が不足し、ハチ減りの原因となります。蜜蜂をたくさんハウス内に入れても受粉率が高まらないのはそのためです。適正な蜜蜂の数（ほう群）の目安として、10 aあたり1群（6000～8000匹）と言われています。大型の連棟ハウスの場合は2群、3群と複数設置することもあります。

※蜜蜂の数については目安であり、使用できる期間は、地域、導入時期、環境により異なります。

不明な点は養蜂家や業者に尋ねてください。

（3）農業の使用にあたって

蜜蜂に対する毒性が低い農薬でも、訪花行動には影響が出やすく、長期的には栽培に影響が出ることもあります。ハチに対する影響が低い農薬を選ぶとともに、散布時は必ず散布前日の日没後に巣箱をハウスの外に出します。殺菌剤であっても同様と考えてください。この間は巣箱の中が高温にならないよう巣門などからの換気に気をつけ、戻すときには、蜜蜂に対する安全日数を確認のうえ、必ず元の場所に置きましょう。

（4）利用後の管理について

- ① リース蜜蜂については、養蜂業者に引き取ってもらいます。
- ② 買い取り巣箱については、利用後放置したままにしておくと、蜜蜂は花を求めて飛び回り、特に露地で利用している場合、巣を放棄する場合があります。このことは、利用期間中の不適切な管理等により、ふそ病等の伝染病を罹っていた場合、蜜蜂を介して、近隣に病気をまん延させることになりかねません。このような伝染病の感染源となることを防ぐため、使い終わったら必ず焼却する等適切な処分を行いましょう。

1 2 各種様式

次頁を参照

第1号様式（第2条関係）

蜜蜂飼育届・飼育変更届

年 月 日

大分県知事

殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定により下記のとおり（蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届）を提出します。

記

1 年1月1日現在 蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定 最大計画蜂群数	飼育期間
		1月1日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 12月31日まで

備考

- (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- (2) 電話番号は、常時連絡が取れる番号（携帯電話番号が望ましい。）を記入してください。
- (3) 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。
- (4) 飼育場所は、字、番地まで記入してください。ただし、字、番地が明らかでないときは、飼育場所が特定できる地図を添付することでこれらの記入に代えることができます。
- (5) 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。

土 地 使 用 承 諾 書

令和 年 月 日

土地管理者 住 所

氏 名

印

電 話 () -

下記のとおり、蜜蜂飼育のため土地を使用することを承諾します。

記

1. 使用させる土地

場 所	
地 目	
土地管理者 住 所 氏 名	

2. 転飼させようとする蜜蜂

蜂群数	群	期 間	月 日 から 月 日まで
蜂群所有者 住 所 氏 名			

3. 付近見取図（詳細に記入すること）

--

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

年 月 日

大分県知事

殿

現住所

氏名又は名称及び代表者氏名

通信連絡先（電話番号）

印

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

	転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所 (字、番地まで記入)	左の土地所有者 住所氏名	転飼蜂 群数	主な 蜜源	転飼期間	飼養管理者 住所氏名
1						月 日から 月 日まで	
2						月 日から 月 日まで	
3						月 日から 月 日まで	
4						月 日から 月 日まで	

- 備考
- (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
 - (2) 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入してください。
 - (3) この申請書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請様式として利用できます。
 - (4) 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。

添付書類 蜂場貸与承諾書及び付近見取図

(付近見取図は、目標となる建物施設名、河川名、道路名、停留所名等を記入し、蜂場は赤印で明記してください。)

	土地使用承諾書	付近見取図
1	場所 面積 (坪数又は㎡) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印	
2	場所 面積 (坪数又は㎡) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印	
3	場所 面積 (坪数又は㎡) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印	
4	場所 面積 (坪数又は㎡) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印	

備考 添付書類については、昨年と同一の場所に転飼する場合は、提出する必要はありません。ただし、同一の場所であっても、土地所有者が変更になった場合は提出してください。

13 各種相談窓口

【飼育届出等の相談】

名 称	住 所	電話番号	管轄する市町村
東部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班	873-0504 国東市国東町安国寺786-1	0978(72)0409	姫島村
			国東市
			杵築市
			日出町
			別府市
中部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班	870-0021 大分市府内町3-10-1	097(506)5732	大分市
			由布市
			臼杵市
			津久見市
南部振興局 農山漁村振興部 企画・農政・就農班	876-0813 佐伯市長島町1-2-1	0972(24)8645	佐伯市
豊肥振興局 農山村振興部 企画・農政班	878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2	0974(63)1172	豊後大野市
			竹田市
西部振興局 農山村振興部 企画・農政班	877-0004 日田市城町1-1-10	0973(22)2585	九重町
			玖珠町
			日田市
北部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班	879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1	0978(32)1621	豊後高田市
			中津市
			宇佐市

【衛生関係の相談】

名 称	住 所	電話番号	管轄する市町村
大分家畜保健衛生所	870-1153 大分市大字小野鶴442	097(541)5241	大分市、別府市、臼杵市、津久見市、由布市
豊後大野家畜保健衛生所	879-7111 豊後大野市三重町赤嶺2328-8	0974(22)0179	佐伯市、竹田市、豊後大野市
玖珠家畜保健衛生所	879-4414 玖珠郡玖珠町大字大隈1038-1	0973(72)0313	日田市、玖珠町、九重町
宇佐家畜保健衛生所	879-1135 宇佐市大字和氣1290	0978(37)0473	中津市、豊後高田市、宇佐市、杵築市、国東市、日出町、姫島村

【法、その他の相談】

名 称	住 所	電話番号	管轄する市町村
農林水産部 畜産技術室 酪農・飼料班	870-8501 大分市大手町3-1-1(8F)	097(506)3684	県内全域